

「金売買業務」の取扱終了について

株式会社山梨中央銀行（頭取 関 光良）は、「金売買業務（金地金の保護預り・金地金の売買）」につきまして、誠に勝手ながら以下のとおりお取扱いを終了させていただくこととなりました。

これまでご愛顧いただきましたお客さまに感謝申し上げますとともに、ご利用いただいておりますお客さまには大変ご不便をおかけいたしますが、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

当行は、今後ともお客さまにより一層ご満足いただける商品・サービスの提供に努めてまいります。

1. 取扱期限について

取扱業務	お手続き内容	取扱期限
金地金（現物）	ご購入	2021年3月12日（金）
	ご売却	
金地金の保護預り	保護預り口座からのご売却	
	保護預り口座からのお引き出し	

2. お手続きについて

(1) 金地金（現物）を保有されている場合

お手続き内容	<b>当行でご購入いただきました金地金（現物）</b> のご売却をご希望の場合は、 <b>2021年3月12日（金）</b> までに、本店営業部または吉田支店にてご売却のお手続きをお願いいたします。
お持ちいただくもの	①金地金 ②金地金購入計算書 ③お届け出印 ④本人確認書類（運転免許証等） ⑤個人番号（マイナンバー）確認書類 （個人番号カード、通知カード（最新の情報が記載されたものに限り）または個人番号が記載された住民票の写し） ※「金地金等の売却金額が200万円を超える場合」かつ「個人番号のお届けがお済みでない場合」のみ必要となります。

(2) 金地金の保護預り口座をお持ちの場合

2021年3月12日（金）までに「ご売却」または「金地金でのお引き出し」のお手続きをお願いいたします。

ご売却	ご売却方法	保護預りお取引店でお手続きください。 売却申込書に必要事項をご記入のうえ、「金お預り証書」をご提出ください。
	代金のお支払い	窓口に表示されている当日の「ご売却価格（g単位）」で買い取らせていただき、代金をお支払いいたします。 （受付日から5営業日後のご入金となります。） ※ 所定の手数料がかかります。

「金地金」でのお引き出し	金地金取扱店（保護預りお取引店、本店営業部または吉田支店のいずれか）でお手続きください。 保護預りを解約して「金地金」でお引き出しいただきます。 ※ 金地金のお渡しに数日を要する場合がございます。 ※ 所定の手数料がかかります。 ※ 通常は本店営業部・吉田支店のみのお取扱いでしたが、3月12日（金）までは保護預りお取引店でもお引き出しいただけます。	
手数料 (税込み)	ご売却手数料	証書1通につき、3,300円
	「金地金」お引き出し手数料	お引き出し時に、バー1本につき、6,600円
	保護預り手数料の返戻	基本手数料部分を除き、ご売却またはお引き出し日の属する月の翌月から次の3月末日までの分を月割計算によりお返しいたします。
お持ちいただくもの	①金お預り証書 …裏面にご署名、お届出印の押印をお願いいたします。 ②お届出印（金地金保護預りお取引用） ③本人確認書類（運転免許証等） ④個人番号（マイナンバー）確認書類 （個人番号カード、通知カード（最新の情報が記載されたものに限り）または個人番号が記載された住民票の写し） ※「金地金等の売却金額が200万円を超える場合」かつ「個人番号のお届けがお済みでない場合」のみ必要となります。	

※ 2021年3月15日（月）以降、金地金のご売却については、当行でのお取扱いはいたしかねますので、一般の金地金取扱業者さまへご依頼ください。

### 3. お客様からのお問い合わせ先

#### (1) 現物のお取扱いについて

金現物取扱店	本店営業部	055-233-2111
	吉田支店	0555-22-3100

#### (2) 保護預りのお取扱いについて

※お手持ちの「金お預り証書」のお取引店にお問い合わせください。

保護預り取扱店	本店営業部	055-233-2111
	八王子支店	042-661-3221
	南支店	055-232-3401
	身延支店	0556-62-1131
	長坂支店	0551-32-3311
	大月支店	0554-22-3111

以上